定款

ジャパンエレベーターサービス ホールディングス株式会社

ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社定款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社と称し、英文では、 JAPAN ELEVATOR SERVICE HOLDINGS CO., LTD.と称する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する外国会社の株式又は持分を保有する ことにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
 - (1) 昇降機、立体駐車設備の設計、施工及び保守点検、修理
 - (2) 建築物の総合委託管理業務
 - (3) 公園の清掃管理及び街路樹等の害虫駆除業務
 - (4) 空気環境測定及び貯水槽の清掃及び水質検査業務
 - (5) ねずみ、昆虫等防虫防除業務
 - (6) 建築物の電気、空調、冷暖房、給排水衛生設備の運転、保守、管理業務
 - (7) 電気工事及び管工事、衛生設備工事業務
 - (8) 電話交換業務、受付業務及び情報伝達並びに物品輸送業務
 - (9) 浄化槽清掃、管理業務及びし尿処理施設の運転、保守、管理業務
 - (10) 建築物及び設備に関する営繕工事業務
 - (11) 警備業法に基づく警備業務
 - (12) 古物の売買
 - (13) 広告業
 - (14) 防犯サービス事業
 - (15) 上記各号に附帯する機械器具、資材、消耗品の供給販売
 - (16) 上記各号に附帯する一切の業務
 - 2 当会社は、前項各号の事業、及び前項に附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関の設置)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、448,000,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株 予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わ ない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において 定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

- 第13条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し議長となる。
 - 2 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子 提供措置をとる。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しない。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を 行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使する ことができる。
 - 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は、14名以内とする。

(選任方法)

- 第18条 取締役は、株主総会において選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
 - 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取 締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。
 - 2 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の 取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、

緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第28条 監査役は、株主総会において選任する。
 - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要 があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査 役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によっ て免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

- 第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において、別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に 別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 - 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の排斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以 上